

企業会計基準委員会御中

2017年2月22日

実務対応報告公開草案第48号に対するコメント

早稲田大学大学院経営管理研究科 小宮山 賢

2016年12月22日付けで公表された標記公開草案について、以下の通りコメントを提出します。

質問1

同意しない

全般的コメント

本公開草案の対象となっている公共施設等運営事業における運営権者は、官と民との契約であるという特徴以外は、取引の性質は不動産の一括貸与とその管理委託等の取引形態と大きな違いはないように見える。ところが、具体的な会計処理については、通常の会計ルール適用とは考え方を変えている点が随所に見られ、かつ、その理由に説得力が乏しい事項があるように思われる。最終基準の公表までに、十分な検討が行われることを期待している。

個別のコメントは、以下の通りである。

1. 対象取引の定義の必要性

本公開草案では、対象取引について明確に定義・説明せずに、いきなり第3項以下で会計処理を規定している。この結果、必要な対象取引の説明が、結論の背景に順不同で混在しており、規定している会計処理の理解を難しくしている。規則集に残るのは実務対応報告の本体のみであり、「目的」の後に、「定義」や「用語の定義」といった区分を設けて、例えば、公共施設等運営事業、運営権、運営権者、運営権対価、運用権設定期間、更新投資等の、会計処理の方法を決定するための基礎的な前提をきちんと示しておく必要がある。これを受けて次に会計処理を記述すれば、本案はかなり理解しやすくなるのではないか。なお、これには、基準第18号(資産除去債務)の第3項、基準第13号の第4項から第7号の書き方が一つの参考になると思われる。

2. 公共施設等運営権実施契約の解約の可否

公共施設等運営権の実施契約が、管理者等または運営権者から解約可能なのか、また解約された場合の対価の受払がどのようになるかの具体的な記述が公開草案の中に見当たらない

いように思われる。事務局は十分に理解されていると思われるが、解約の可否は、本件会計処理に決定的に影響するはずである。公開草案の内容からは、解約不能の前提で書かれたのではないかと思われるが、会計処理の前提として、解約の可否に関する事項を本文中に明示しておく必要がある。なお、解約可能な場合があるとすると、本公開草案の全面見直しが必要と思われる。

3. 運営権の会計処理の単位

本文の記述からは読み取りにくいですが、結論の背景第 26 項によると、「公共施設等運営権を、公共施設等ごとに分割せずに、一括して会計処理を行う」ということのようにあるが、このような結論が「これらが一体となって1つの事業を構成している」ことだけから導き出されることは賛同できない。一度に複数の固定資産を購入して使用した場合には、通常の会計処理では、時価の比率で対価の総額を個々の資産に按分することになるのではないだろうか。また、結論の背景第 39 項の記述を見ると、複数の公共施設等が含まれる運用権で異なる償却方法が想定されているようであり、また、運用権設定期間より残存経済耐用年数が短い公共施設等が含まれていれば、第 8 項の「原則として」の例外として後者の年数で償却されるはずであり、いずれも個々の資産への按分額が必要となる。運営対価が全く根拠なく決まることはなく、取得原価や将来キャッシュ・イン・フローを基礎としたものと想定され、第 30 項では登録免許税の課税標準といった指標も示されており、按分基準に困ることもないと思われる。つまり、通常の複数資産の取得と同様に、個々の公共施設等に按分し、それが困難な場合（あるいは必要性が認められない場合）に限定して按分を要しないという規定とするべきである。

4. リース会計基準との関係

(1) 公共施設等運営権の取得は、第 7 項では、「リース取引に該当しない」となっており、結論の背景第 36 項では、「リース会計基準の適用範囲に含めない」となっており、取り扱いが異なるように読める。とりあえず、表現は統一させるべきである。

(2) 結論の背景第 35 項では、公共施設等運営権の設定の特徴を 4 つ示し、第 36 項で「一般的に想定されるリース取引と異なる性質を有していると考えられる。また、リース会計基準が取り扱う典型的なリースとも異なると考えられる。」と結論づけているが、これは何かの間違い又は勘違いと思われる。結論の背景の第 26 項では、公共施設等運営権は、「公共施設等の運営等を行い利用料金を収受する(収益を得る)権利を切り出したもの」という記載が見られ、企業会計基準第 13 号第 4 項のリース取引の定義「合意された期間にわたりこれを使用収益する権利を与え」に当てはまる。委員会の事務局はご存じと思うが、この第 4 項の定義は、企業会計審議会を設定されたリース会計の基準をそのまま引き継いだものであるが、もともと施設や物の貸し借りがすべて広く含まれるように定義されている。つまり、1 日レンタカーを借りるのも、カラオケボックスを 2 時間借りるのも例外なくすべ

てリース取引になるように書かれている。結論に合わせるために、リース取引に該当しないという無理な屁理屈を公式文書に書くのは悪しき前例になり、みっともないのでやめた方がよい。

(3) 本件の場合、公共施設等運営権の会計上の性格についていくつかのアプローチが考えられる。例えば、無形固定資産、リース、営業権の取得等々である。これしかないという理屈を無理に並べるのではなく、いくつか考えられるアプローチから、最も取引の実質を反映すると判断されたものを選択したという書き方が、大人のルール設定ではないかと思われる。

5. 減損における資産のグルーピング

(1) 第10項の減損損失の認識の判定及び測定において行われる資産のグルーピングの考え方は、減損会計の適用指針第6号の書き方と主従が逆のように見えるが本当だろうか。適用指針第6号の第7項(1)(2)と同設例1-5を見る限り、1棟の建物(施設)をグルーピングの基礎とし、他の単位から生ずるキャッシュ・イン・フローと相互補完的等の場合に当該他の単位とグルーピングを行う(つまり、グループをまとめる)と規定されているように見える。第10項の書きぶりは主従が逆(全体でまとめるのが主)であるが、実務対応報告が適用指針を越えてしまうことはないため、減損会計の適用指針をまず改訂する必要があるのではないだろうか。

(2) 第10項の書き方は、3. で述べた「公共施設等運営権を、公共施設等ごとに分割せずに、一括して会計処理を行う」ことに影響されているように思われる。運営対価を個々の施設に配分することにすれば、このような問題は解消する。

(3) 第44項の記述は、資産のグルーピングへの理由付けになっていないように思われる。ただし、回収可能価額の算定で使用価値しか使えない場合がほとんどであるという説明としては使えるので、そのように修文する必要がある。

6. プロフィットシェアリング条項

企業会計基準委員会の審議資料を見る限り、この論点は議論がうまくまとまらなかったように読める。そのためか、公開草案の記述からは、運営権対価が将来の業績等の指標に連動する場合とプロフィットシェアリング条項の本質的違いがはっきりしない。例えば、実施契約で公共施設等の利用料総額の80%を運営権対価として支払い、さらにプロフィットシェアリング条項で当初決めた目標水準を110%以上達成した場合には運営権対価が利用料総額の85%になり、さらにこの110%水準超が周辺環境から考えて達成が予想されるとした場合、どのように会計処理されるのであろうか。公開草案の第11項と結論の背景の第45項と第46項を読む限り、PFI法上の位置づけの違いにより会計処理を分けているように思われる。企業会計基準委員会で過去採られてきた考え方は、会計的な実質が同じであれば、同じ会計処理になるということではなかったかと思われるが、このような観点から、

判断のための例示の充実を含め、公開草案の現状の内容の追加検討が必要ではないか。

質問 2

追加記載を適切に行うことを条件に、同意する。

1. 更新投資について

(1) 第 12 項(1)により計上される資産は、その時点では取得していない資産であるので、「建設仮勘定」に計上することを明示すべきである。そうでないならば、いずれにせよ実務の混乱を防ぐため、具体的な資産の科目を例示して頂きたい。

(2) 第 15 項の(1)によると、第 12 項(1)に基づき計上した資産は、「運用権設定期間を耐用年数として、定額法、定率法等の一定の減価償却により、…各事業年度に配分」とされている。これは、まだ事業の用に供していない資産も運営権の取得日から減価償却をしなければならないという意味であろうか。結論の背景でも説明がなく、その趣旨が理解不能なため、そのような償却期間についての合理的な理由を追加記載して頂きたい。また、まだ取得も事業の用に供していない資産（資本的支出）を無条件に減価償却して費用に計上しても、適正意見が出せるのか日本公認会計士協会にも文書で確認すべきである。

(3) 結論の背景第 52 項によれば、「修繕費は支出時に費用処理することが適切である」、「資本的支出に該当する部分に限定」という記述がある。一方、第 328 回企業会計基準委員会（2016 年 1 月 27 日開催）について WEB から入手できる内閣府の資料によると、重点項目として空港、水道、下水道、道路が記述されている。これらには、いわゆる大規模修繕が必要なものが含まれている可能性があり、公共施設等の更新投資の対象にいわゆる修繕引当金を設定しないと特定の期に多額の修繕費が計上されてしまい健全な会計処理とならない場合があるのではないか。この具体的検討が行われていないので、追加検討が必要である。

質問 3

全く同意しない。

1. 注記事項

(1) 企業会計基準委員会の審議資料を見る限り、注記事項についてあまり深い検討が行われた形跡がない。そのためか、注記事項が定性的なものに限られており、この事業からの収益予測に資するような情報がほとんど提供されていない。例えば、賃貸等不動産等の時価等の開示（適用指針第 23 号）、一定の特別目的会社に係る開示（適用指針第 15 号）をたたき台に、望ましい損益や財産等の開示を追加記載することを検討してはどうか。

(2) 審議過程でこの事業に参加している作成者からのヒアリングは実施しているようであるが、利用者のニーズの拾い上げが行われていないように見える。本事業は、金額が巨額となる場合が多い、共同出資で事業が遂行される場合がある、抵当権が設定でき資金の融資者が存在する等の特徴があり、さまざまな観点の情報ニーズがあり得る。委員会では、幸い、利用者代表として銀行、保険、証券の方から委員が選出されており、また本件では総合商社も利用者とも考えられる。少なくとも、これらの方からの意見聴取による情報ニーズの拾い上げや、建設業や不動産業を専門とするアナリストの方から参考意見を聴取する等が、会計基準等の質の向上のために求められているものと思われる。

2. 開示例の記載の追加

1. に加えて、開示内容にバラツキが生ずることを防止するため、適切と思われる開示例の記載を追加して頂きたい。

質問 4

最後のコメントとして、以前にもコメントしたが依然として改善されていないため、再度コメントさせていただく。コメントは、省略せずに、そのままコメント対応表に反映して頂きたい。貴委員会の規則等に、常勤委員または研究員の判断で、公開草案に対するコメントを勝手にカットしてよいという規定はないと理解している。もちろん、寄せられたすべてのコメント内容をそのまま検討するかどうかは委員会の判断である。過去の WEB を見ていると、事務局の切り抜きによって当初の意味が伝わらなくなったコメントについて親委員会で非常勤委員が議論している場面があり、その委員に対しても失礼ではないかと思われた。

以 上